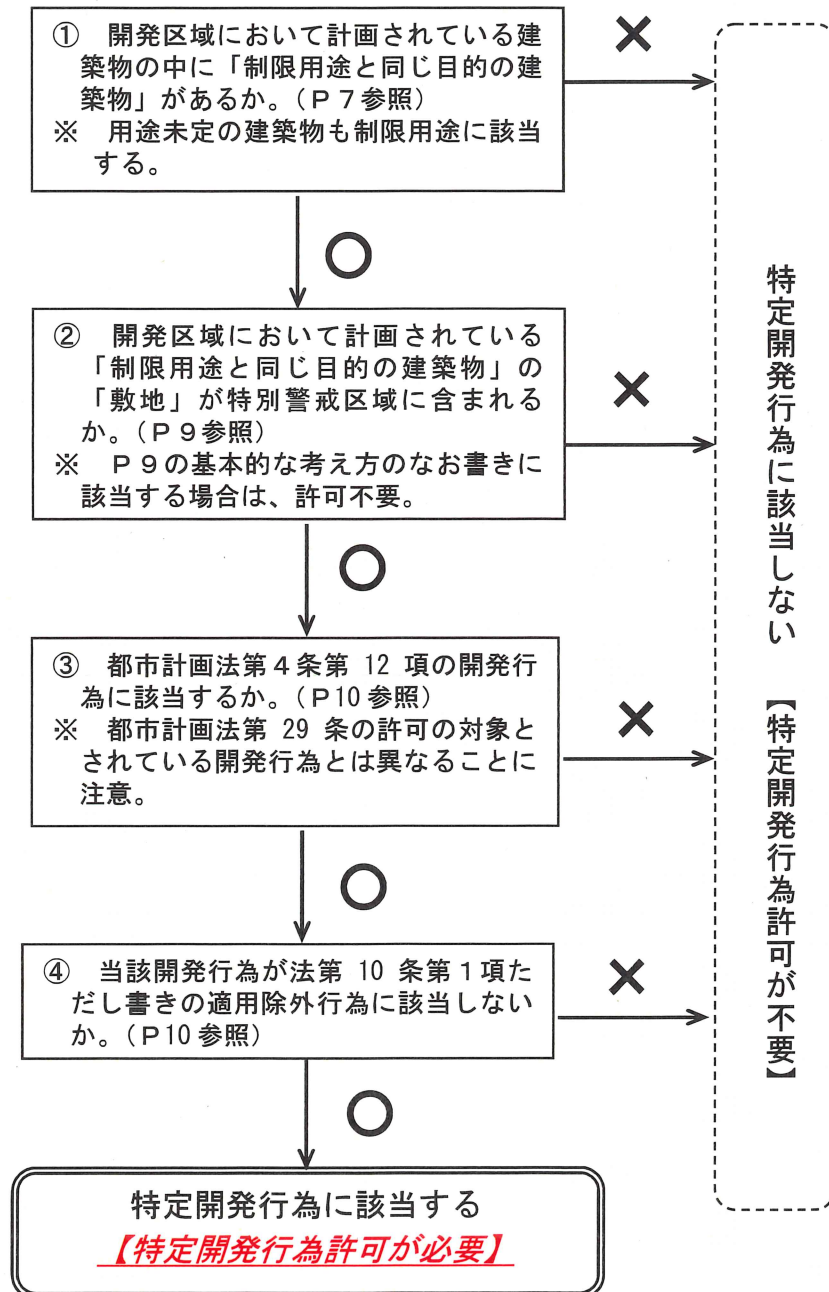


2 特定開発行為に該当する行為（許可が必要になる行為）

(1) 特定開発行為の判断

当該開発行為が特定開発行為に該当するか否か（許可が必要になるか否か）は、次により判断され、該当するものは知事（所管する所長）の許可を受けなければならない。

表2 特定開発行為の該当の有無の判断フロー



(令和5年8月改訂)